

# 青森県報

第四千四百六十九号

平成三十年  
六月二十九日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

### 告 示

- 青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(障害福祉課) ……一
- 自衛官候補生の募集期間、採用試験の期日等……………(市町村課) ……三
- 自衛官候補生(女子)の募集期間、採用試験の期日等……………(同) ……三
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………(保健衛生課) ……三
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……四
- 公 告
- 平成二十九年度の行政文書の開示の状況の公表……………(総務学事課) ……四
- 平成二十九年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表……………(同) ……五
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……六
- 右 同……………(同) ……六
- 平成二十九年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表……………(環境保全課) ……七
- 肥料登録の有効期間の更新……………(食の安全・安心推進課) ……八
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……九

## 規 則

- 県営土地改良事業計画変更の決定……………(同) ……九
- 換地処分……………(都市計画課) ……九
- 雑 報
- 青森県市町村職員共済組合公告……………(市町村課) ……九

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第三十四号

#### 青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四号様式の総括表の注の1中「起つている」を「起こつている」及び「両眼失明」を「両眼視力障害」に、「なつた」を「なつた」及び「角膜混濁」を「緑内障」に改め、同様式の視覚障害の状況及び所見を次のように改める。

視覚障害の状況及び所見

1 視力

	裸眼視力	矯正視力						
右眼		×	D	⊖	cy1	D	Ax	°
左眼		×	D	⊖	cy1	D	Ax	°

2 視野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

①両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右										度 (≦80)
左										度 (≦80)

②両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい・いいえ)

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右									①	度
左									②	度

両眼中心視野角度 (I / 2) (①と②のうち大きい方) × 3 + (①と②のうち小さい方) / 4 =  度

または

自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数  点

(2) 中心視野の評価 (10-2 プログラム)

右 ③  点 (≧26dB)

左 ④  点 (≧26dB)

両眼中心視野視認点数 (③と④のうち大きい方) × 3 + (③と④のうち小さい方) / 4 =  点

注 ゴールドマン型視野計又は自動視野計を用いた視野図を添付すること。また、ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが I / 4 の視標によるものか、I / 2 の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

3 現症

	右	左
前 眼 部		
中間透光体		
眼 底		

附 則

- 1 この規則は、平成三十年七月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県身体障害者福祉法施行細則第四号様式の規定は、この規則の施行の日以後の診断に係る医師の診断書及び意見書について適用し、同日前の診断に係る医師の診断書及び意見書については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第四百八十八号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の平成三十年度第四次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第百十七条第一項（第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成三十年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	平成三十年七月一日から同年九月七日まで		
試験期日	平成三十年九月二十日（木）から同日（金）まで		
開始時刻	受付後に通知		
試 験 場	位 置	青森市大字浪館字近野四五 弘前市大字原ヶ平字山中一八の 一一七 八戸市大字市川町字桔梗野官地 五所川原市字一ツ谷五〇三の五 三沢市大字三沢字後久保一二五 の七	
	名 称	陸上自衛隊青森駐屯地 陸上自衛隊弘前駐屯地 陸上自衛隊八戸駐屯地 五所川原市民学習情報センター 航空自衛隊三沢基地	

むつ市大湊町四の一

海上自衛隊大湊基地

青森県告示第四百八十九号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生（女子）の平成三十年度第四次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第百十七条第一項（第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成三十年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	平成三十年七月一日から同年九月八日まで		
試験期日	平成三十年九月二十日（木）		
開始時刻	受付後に通知		
試 験 場	位 置	青森市大字浪館字近野四五 八戸市大字市川町字桔梗野官地 むつ市大湊町四の一	
	名 称	陸上自衛隊青森駐屯地 陸上自衛隊八戸駐屯地 海上自衛隊大湊基地	

青森県告示第四百九十号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したため、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成三十年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
室岡整形外科病院	八戸市長者三丁目三の二三	平成 三〇・四・三〇
おかしま調剤薬局むつ店	むつ市緑ヶ丘三五の二	三〇・五・三

青森県告示第四百九十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成三十年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
室岡整形外科記念病院	八戸市長者三丁目三の二三	平成 三〇・五・一
しちのへ内科クリニック	上北郡七戸町字荒熊内二二の一	三〇・六・一
あい薬局労災病院前店	八戸市大字白銀町字南ヶ丘二二の二	〃
深浦町国民健康保険深浦診療所	西津軽郡深浦町大字広戸字家野上 〇四の三	〃
なの花薬局八戸城下店	八戸市城下四丁目一九の三一	〃
平賀クリニック	八戸市城下四丁目一九の三三	〃
白山台くに眼科	八戸市東白山台二丁目三四の一六	〃
おかしま調剤薬局むつ店	むつ市緑ヶ丘三五の二	〃

Ms安原調剤薬局

弘前市大字安原一丁目二の一安原  
ファミリアOAの2

公 告

平成二十九年度の行政文書の開示の状況の公表

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第二十条の規定により、平成二十九年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。

平成三十年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

1 行政文書の開示請求の状況

実 施 機 関 事 業 者 名 称	件 数	処 理 の 状 況 (件)					
		開 示	一 部 開 示	不 開 示	却 下	取 下 げ	
知 事	2,106 (12)	1,740 (9)	321 (3)	10	0	18	17
病院事業管理者	11	9	2	0	0	0	0
議 会	13	4	7	1	0	0	1
教 育 委 員 会	70	52	13	2	0	1	2
選挙管理委員会	7	2	4	0	0	1	0
警 察 本 部 長	123	54	64	5	0	0	0
公立大学法人青森県立保健大学	2	1	1	0	0	0	0
計	2,332 (12)	1,862 (9)	412 (3)	18	0	20	20

注1 ( ) 内の数値は、前年度末に検計中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

注2 不開示の計18件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由と

するものは14件である。

2 行政文書の開示決定等及び開示請求に係る不作為についての審査請求の状況

(1) 件数及び処理の状況

件数	処理の状況(件)				
	認容	一部容棄却	却下	取下げ	審理中
2	0	0	1	0	0
					1

(2) 審査請求があった日から青森県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問した日までの期間が90日を超えた事案  
審査請求があった日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案は、なかった。

(3) 審査会からの答申書の配付があった日から裁判を行った日までの期間が60日を超えた事案  
審査会からの答申書の配付があった日から裁判を行った日までの期間が60日を超えた事案は、なかった。

~~~~~

平成二十九年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表

青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第四十九条の規定により、平成二十九年度と同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成三十年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

1 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

- (1) 開示請求の件数及び開示等の処理の状況
- イ 書面による開示請求の件数及び処理の状況

| 実施機関件数 | 処理の状況(件) |      |     |    |        |
|--------|----------|------|-----|----|--------|
|        | 開示       | 一部開示 | 不開示 | 却下 | 取下げ検討中 |
|        |          |      |     |    |        |

|         |            |    |           |   |   |   |   |
|---------|------------|----|-----------|---|---|---|---|
| 知事      | 70         | 48 | 20        | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 病院事業管理者 | 2          | 1  | 0         | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 教育委員会   | 1          | 1  | 0         | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人事委員会   | 1          | 1  | 0         | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公安委員会   | 1          | 0  | 0         | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 警察本部長   | 48<br>(1)  | 1  | 40<br>(1) | 2 | 0 | 0 | 5 |
| 計       | 123<br>(1) | 52 | 60<br>(1) | 3 | 0 | 1 | 7 |

注1 ( ) 内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計3件中、開示請求に係る保有個人情報を保有していないことを理由とするものは3件である。

ロ 口頭による開示請求の件数

| 実施機関                 | 件数    |
|----------------------|-------|
| 知事                   | 40    |
| 病院事業管理者              | 32    |
| 教育委員会                | 8,790 |
| 人事委員会                | 59    |
| 警察本部長                | 141   |
| 公立大学法(青森県立保健大学)      | 189   |
| 地方独立行政機関(青森県選挙権センター) | 2     |
| 計                    | 9,253 |

(2) 訂正請求の件数及び訂正等の処理の状況

訂正請求は、なかった。

(3) 利用停止請求の件数及び利用停止等の処理の状況

利用停止請求は、なかった。

- (4) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為についての審査請求の処理の状況  
開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為についての審査請求は、なかった。

- (5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況  
苦情の申出は、なかった。

2 事業者が行う個人情報取扱の取扱いに係る事項

- (1) 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況

| 件数 | 処理の状況(件) |     |
|----|----------|-----|
|    | 処理済      | 検討中 |
| 3  | 3        | 0   |

- (2) 事業者に対する報告の件数  
事業者に対する報告は、なかった。

- (3) 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数  
事業者に対する説明及び資料の提出の要求は、なかった。

- (4) 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数  
事業者が勧告に従わなかった旨等の公表は、なかった。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款  
変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定  
により次のとおり公告する。

平成三十年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成三十年六月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スマイルラボ

三 代表者の氏名

新屋敷 慶子

四 主たる事務所の所在地

十和田市元町西一丁目六の一八

五 定款に記載された目的

この法人は、自殺率が高いという本県の課題に対し、多様な人々が、共に笑い合  
い、認め合い、励まし合い、支え合う、生き心地の良い「笑顔溢れるまち」を願  
い、自殺を予防し生きる為に必要な技術の普及啓発、自ら行動する個人・団体の育  
成及び連携・連帯の促進、相互支援を通じてより一層の地域活動の充実・発展をは  
かり、更に広い地域活動への支援、政策提言、協働の実施を重ね、もって、個人一  
人ひとりが主人公として幸せと心の豊かさを実感できるまちづくりに寄与すること  
を目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款  
変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定  
により次のとおり公告する。

平成三十年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成三十年六月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人平川市体育協会

三 代表者の氏名

齋藤 三千義

四 主たる事務所の所在地

平川市新館野木和一八の一

五 定款に記載された目的

この法人は、平川市におけるスポーツ団体等と地域住民に対して、スポーツ教室や大会等の事業を行い、スポーツの振興と連携感と活力ある地域づくりや、地域住民の健康維持・増進に寄与することを目的とする。

平成二十九年年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第七十九号）第十一条の規定により、平成二十九年年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況を次のとおり公表する。

平成三十年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 協議の件数

1 事前協議 五百七十六件

2 協議内容の変更の協議 二十八件

二 県外産業廃棄物の種類及び量

| 種 類   | 量        |
|-------|----------|
| 燃え殻   | 二、七四六トン  |
| 汚泥    | 四四、五九一トン |
| 廃油    | 五八三トン    |
| 廃酸    | 二、六一七トン  |
| 廃アルカリ | 一、八〇〇トン  |

廃プラスチック類

紙くず

木くず

繊維くず

動植物性残さ（食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物をいう。以下同じ。）

と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物

金属くず

ガラスくず等（ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くずをいう。以下同じ。）

鋳さい

がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。以下同じ。）

動物の死体（畜産農業に係るものに限る。）

ばいじん（特定の施設において発生するばいじん、集じん施設によって集められたものをいう。以下同じ。）

感染性産業廃棄物

廃石綿等

燃え殻及びばいじんの混合物

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず等、鋳さい、がれき類及びばいじんの混合物

|           |
|-----------|
| 二、二三四トン   |
| 〇トン       |
| 一二、二九九トン  |
| 一四トン      |
| 一、四六二トン   |
| 八八〇トン     |
| 八九トン      |
| 八七二トン     |
| 九、一九二トン   |
| 二一、九七三トン  |
| 四、九二〇トン   |
| 一九九、八八五トン |
| 一、九九七トン   |
| 八八三トン     |
| 一三、八一四トン  |
| 七、〇一九トン   |

|                                             |          |
|---------------------------------------------|----------|
| 汚泥及び廃油の混合物                                  | 一、七七七トン  |
| 汚泥及び金属くずの混合物                                | 一五二トン    |
| 汚泥、廃油及び金属くずの混合物                             | 〇トン      |
| 汚泥及び廃プラスチック類の混合物                            | 一五トン     |
| 汚泥、廃プラスチック類及び金属くずの混合物                       | 六一トン     |
| 汚泥及びガラスくず等の混合物                              | 二九トン     |
| 廃プラスチック類及び繊維くずの混合物                          | 〇トン      |
| 廃プラスチック類及び金属くずの混合物                          | 五〇五トン    |
| 廃プラスチック類及びガラスくず等の混合物                        | 六五四トン    |
| 廃プラスチック類及び木くずの混合物                           | 五三トン     |
| 廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等の混合物                   | 一九、九四九トン |
| 廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くずの混合物                  | 四九四トン    |
| 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず及びガラスくず等の混合物           | 八二一トン    |
| 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず等及びがれき類の混合物          | 五〇トン     |
| 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくず等の混合物 | 八、三六六トン  |
| 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず及びガラスくず等の混合物      | 九〇七トン    |
| 金属くず及びガラスくず等の混合物                            | 一二五トン    |

|              |           |
|--------------|-----------|
| ポリ塩化ビフェニル汚染物 | 四〇トン      |
| 合 計          | 三七三、八六八トン |

- 三 協定の締結の件数  
五百七十六件
- 四 環境保全協力金の額  
二千四百四十四万三千九百円
- 五 環境保全協力金の使途  
県外産業廃棄物等適正処理推進事業費（県外産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るために行う事前協議、監視、指導等に要する経費）  
不法投棄防止対策事業費（不法投棄防止対策のために行う監視、指導等に要する経費）

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成三十年六月二十日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成三十年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

|              |       |            |                              |              |                                             |
|--------------|-------|------------|------------------------------|--------------|---------------------------------------------|
| 登録番号         | 肥料の種類 | 肥料の名称      | 保証成分量<br>(パーセント)             | その他の規格       | 生産業者の氏名又は名称及び住所                             |
| 青森県第<br>三五五号 | 蒸製骨粉  | 豚蒸製骨粉      | 窒素全量<br>三・〇<br>りん酸全量<br>二〇・〇 | 公定規格<br>のとおり | 三共理化学工業<br>株式会社<br>東京都渋谷区<br>代々木一丁目<br>五五の五 |
| 青森県第<br>三五六号 | 肉骨粉   | ポーク&チキンミール | 窒素全量<br>九・五<br>りん酸全量<br>五・〇  | 公定規格<br>のとおり |                                             |

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、小豆沢地区の県営土地改良事業（農地耕作条件改善事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年七月二日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

平内町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、太郎須田地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（ため池整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年七月二日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

横浜町役場

換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）第三百三条第三項の規定により、青森市から青森都市計画事業石江土地区画整理事業施行地区の換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

雑 報

青森県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法第二十二條第三項及び同法施行規程第六十七條の二並びに青森県市町村職員共済組合法第五條の規定に基づき、平成二十九年年度決算の要旨を公告する。

平成三十年六月二十九日

青森県市町村職員共済組合  
理事長 工 藤 祐 直

平成29年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

| 市  | 町  | 村 | 一部事務<br>組合等 | 合計 |
|----|----|---|-------------|----|
| 10 | 22 | 8 | 32          | 72 |

2 組合員数、標準報酬の月額、標準期末手当等の額は、次のとおりである。

| 組合員の種別            | 一般      | 市町村長    | 特定消防    | 長期      | 市町村長長期  | 任意継続    | 合計      |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 組合員数(人)           | 16,338  | 36      | 2,476   | 5       | 4       | 311     | 19,170  |
| 標準報酬の月額(百万円)      | 6,177   | 26      | 935     | 5       | 3       | 107     | 7,253   |
| 一人当たり平均標準報酬の月額(円) | 378,103 | 730,000 | 377,516 | 950,000 | 777,500 | 344,167 | 378,370 |
| 標準期末手当等の額(百万円)    | 22,322  | 90      | 3,233   | 13      | 12      | 0       | 25,670  |

3 組合職員の数、次のとおりである。(単位:人)

| 経理単位 | 業務 | 保健 | 宿泊 | 貯金 | 貸付 | 物資 | 計  |
|------|----|----|----|----|----|----|----|
| 人員   | 22 | 5  | 1  | 3  | 3  | 1  | 35 |

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。(単位:千円)

| 科目           | 短期         | 厚生年金保険     | 退職等年金     | 経過の長期  | 経過の長期<br>預託金管理 | 業務      | 保健        | 宿泊        | 貯金         | 貸付        | 物資      |
|--------------|------------|------------|-----------|--------|----------------|---------|-----------|-----------|------------|-----------|---------|
| <b>(収 入)</b> |            |            |           |        |                |         |           |           |            |           |         |
| 負担金          | 5,897,853  | 15,287,800 | 795,823   | 89,504 |                | 220,698 | 164,918   |           |            |           |         |
| 掛金・組合員保険料    | 6,018,737  | 9,444,329  | 795,814   |        |                |         | 159,477   |           |            |           |         |
| 施設収入・商品売上    |            |            |           |        |                |         |           | 388,430   |            |           |         |
| 連合会交付金       |            |            |           |        |                | 110,818 |           |           |            | 911       |         |
| 組合員貸付金利息     |            |            |           |        |                |         |           |           |            | 77,202    |         |
| 受託商品手数料      |            |            |           |        |                |         |           |           |            |           | 11,842  |
| 利息及び配当金      |            |            |           |        | 106,268        | 1,733   | 13,869    | 1,237     | 925,924    | 680       | 0       |
| その他収入        | 690,064    |            |           |        |                | 61      | 13,959    | 59,404    | 400,096    |           | 449     |
| 他経理から繰入金     |            |            |           |        |                | 40,733  |           | 200,000   |            |           |         |
| 前年度繰越支払準備金   | 917,920    |            |           |        |                |         |           |           |            |           |         |
| 計            | 13,524,574 | 24,732,129 | 1,591,637 | 89,504 | 106,268        | 374,043 | 352,223   | 649,071   | 1,326,020  | 78,793    | 12,291  |
| <b>(支 出)</b> |            |            |           |        |                |         |           |           |            |           |         |
| 給付金          | 5,809,589  |            |           |        |                |         |           |           |            |           |         |
| 負担金払込金       |            | 15,287,800 | 795,823   | 89,504 |                |         |           |           |            |           |         |
| 掛金・組合員保険料払込金 |            | 9,444,329  | 795,814   |        |                |         |           |           |            |           |         |
| 役員給与         |            |            |           |        |                | 152,163 | 43,373    | 3,239     | 22,761     | 19,485    | 2,938   |
| 特定健康診査等費     |            |            |           |        |                |         | 17,103    |           |            |           |         |
| 旅費・事務費       |            |            |           |        |                | 15,077  | 3,627     | 1,002     | 4,965      | 3,401     | 776     |
| 商品仕入         |            |            |           |        |                |         |           | 139       |            |           |         |
| 飲食材料費        |            |            |           |        |                |         |           | 76,879    |            |           |         |
| 委託費・委託管理費    |            |            |           |        |                | 3,117   | 1,038     | 278,546   | 84         | 727       | 27      |
| 支払利息         |            |            |           |        | 106,268        |         |           | 4,452     | 698,838    | 41,237    | 668     |
| 事務費負担金払込金    |            |            |           |        |                | 98,172  |           |           |            |           |         |
| 前期高齢者納付金     | 2,812,612  |            |           |        |                |         |           |           |            |           |         |
| 後期高齢者支援金     | 2,166,513  |            |           |        |                |         |           |           |            |           |         |
| 老人保健拠出金      | 35         |            |           |        |                |         |           |           |            |           |         |
| 退職者給付拠出金     | 119,299    |            |           |        |                |         |           |           |            |           |         |
| 介護納付金        | 1,029,366  |            |           |        |                |         |           |           |            |           |         |
| 連合会払込金       | 143,660    |            |           |        |                |         |           |           |            | 3,533     |         |
| 連合会拠出金       | 495,196    |            |           |        |                |         |           |           |            |           |         |
| 他経理へ繰入金      | 40,733     |            |           |        |                |         |           |           | 200,000    |           |         |
| その他支出        | 11,896     |            |           |        |                | 89,553  | 266,034   | 268,504   | 19,966     | 12,936    | 3,909   |
| 次年度繰越支払準備金   | 886,312    |            |           |        |                |         |           |           |            |           |         |
| 計            | 13,515,211 | 24,732,129 | 1,591,637 | 89,504 | 106,268        | 358,082 | 331,175   | 632,761   | 946,614    | 81,319    | 8,318   |
| 差引当期利益金      | 9,363      | 0          | 0         | 0      | 0              | 15,961  | 21,048    | 16,310    | 379,406    |           | 3,973   |
| 差引当期損失金      |            | 0          | 0         | 0      | 0              |         |           |           |            | 2,526     |         |
| 年度末支払準備金     | 886,312    |            |           |        |                |         |           |           |            |           |         |
| 年度末資本剰余金     |            |            |           |        |                |         |           | 1,728,391 |            |           |         |
| 年度末利益剰余金     | 469,579    |            |           |        |                | 197,589 | 1,450,759 | 293,487   | 17,751,256 | 1,326,593 | 409,512 |

青森市青森二丁目一番一  
号

青森市第二問屋町三丁目番七  
七号

定価小口一枚二付十五円四十四銭

（発行人）青森市青森二丁目一番一  
（印刷所・販売人）青森市第二問屋町三丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社